

報告 第21回DPI日本会議総会について

～ 2004年度活動報告と2005年度活動方針～

2004年度活動報告

1. 全体報告

DPI日本会議（以下、日本会議）からDPI世界財務役員、並びにDPIアジア太平洋ブロック議長として中西常任委員を送り出し、DPI世界と連携を取りながら国際活動を進めてきた。そうした活動の成果もあり、世界銀行から中南米における「インクルーシブ教育のプロジェクト」や、JICA（国際協力機構）から南部アフリカ地域障害者の研修事業の委託を受け実施してきている。また、12月末に起きたスマトラ沖地震に関して、DPIアジア太平洋ブロック会議（以下、アジア太平洋ブロック）と連携して、被災者への支援活動を行ってきた。

国連の「障害者権利条約に関する特別委員会」は、2004年度は第3回（5月）、第4回（8月）、第5回（2005年1月）と開催され、作業部会草案に基づく議論が続けられてきた。政府代表団に東常任委員（条約担当）、金常任委員（事務局次長）が関わるとともに、NGO代表団による傍聴も行われてきた。2004年10月には、JDF（日本障害フォーラム）がアジア太平洋障害者の十年最終年記念フォーラム主唱団体とIDA（国際障害同盟）の構成団体の国内組織を中心に正式発足した。「各団体の意見や行動を尊重しつつ、共同事業（注）を進めていくための新たな連携組織」が、その設立趣旨である。DPI日本会議は、準備会の段階からJDFの権利条約委員会の事務局を担当し、特別委員会に対する取り組みに加えて、政府との勉強会や各種セミナー等も開催してきた。

一方、国内では、「支援費と介護保険の統合問題」、さらに秋からは「改革のグランドデザイン案」 - 「障害者自立支援法案（以下、「自立支援法案」）」といった動きが、休みなく打ち出されてきた。これらは障害当事者運動により歴史的に積み重ねられてきた自立と社会参加の理念とサービスを大きく転換させるものであるが故に、かつてない規模の障害当事者運動としての大衆行動が繰り返し行われてきた。DPI日本会議も呼びかけ団体となっている「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動実行委員会（以下、全国大行動実行委員会）」には全国600近くの団体が参加している。そこでは、身体、知的、精神、難病といった障害種別を超えた連帯と、地域生活確立を求める力強い声を示してきた。今後も自立支援法案への国会審議に対する取り組み、さらには政省令の内容等も含めた粘り強い取り組みが求められている。

また、DPI日本会議として、その制定に積極的に関与した交通バリアフリー法も施行5年後の見直しを控え、プロジェクトチームの活動や国土交通省の委員会参加等も進めてきた。今秋から法改正に向けた作業が本格化することをふまえて、調査や提言活動を強化していかなければならない。「移動の権利の明確化」、「法律の対象拡大」、「既存物への実効性確保」、「切れ目のない移動の確保とSTS（移動サービス）の位置づけの明確化」、「全プロセスへの当事者参画推進」等の課題に取り組んでいく必要がある。また、ノンステップバスやホームドア、可動式ホーム柵推進等の移動円滑化基準等の改善にも、積極的に関わっていく。

障害者差別禁止法については、昨年の障害者政策研究全国集会で第三次要綱案の発表を行った。今後は、各自治体での障害者差別禁止条例の動きにも注視していく必要がある。また、発達障害者支援法や、特別支援教育に関するパブリックコメントに対しても、インクルーシブ教育の推進という点から意見提起も行ってきた。労働やドメスティックバイオレンス（DV）等の課題についても、他団体と協力して取り組みを進めてきた。

障害者権利条約や自立支援法案等の地域生活支援、交通バリアフリー法見直し等の重点課題に対する取り組みを進めていく中で、地域的な力の結集、組織化が必要である。「第6回DPI世界会議札幌大会（以下、DPI札幌大会）」の成果をもとに「DPI北海道ブロック会議（以下、北海道ブロック）」が設立されてきて

いるが、さらに、この間の取り組みにより連携が進んできている地域もある。

今年2月に臨時総会を招集し点字印刷業務を位置づけるための定款改訂を行ったが、今後、活動内容や規模の拡大に対応した組織・財政体制の整備を進めていく必要がある。

<注> JDFの共同事業 (1)国連・障害者の権利条約の推進に関すること、(2)第二次「アジア太平洋障害者の十年」の推進及び「アジア太平洋障害フォーラム(APDF)」に関すること、(3)わが国の障害者施策の推進に関すること、(4)障害をもつ人の差別禁止と権利に係る国内法制度の実現に関すること、(5)その他、目的達成のための事業推進に関すること

2. 各事業に関する報告

1) 政策提言活動

支援費・改革のグランドデザイン案・障害者自立支援法案

2004年度は、障害者施策をめぐる激動の一年間であった。

厚生労働省は1月に「介護制度改革本部」を立ち上げ、支援費と「介護保険との統合論」、「介護保険の活用論」、「介護保険における被保険者の拡大論」と、3カ月単位で様々な動きを打ち出してきた。しかし、いずれも、財源論先行の拙速なものであり、「利用者の自己決定の尊重」を掲げた支援費制度の根本的な変更 - 介護保険への吸収合併につながるものであることには変わりなかった。

これに対して、私たちは他の障害当事者団体とともに全国の仲間呼びかけて、「全国大行動実行委員会」を立ち上げ、様々な活動を行ってきた。社会保障審議会・障害者部会で「介護保険活用案」が出された6月には、最初の全国大行動を呼びかけ、1200名の参加のもと「介護保険も一般財源化も反対」「地域生活の確立を」の意志を社会に示した。この全国大行動は、身体、知的、精神、難病といった障害種別を超えた仲間の連帯と、全国 - 各地域を結ぶ連携を強めるものであった。

「介護保険の被保険者拡大」について、10月の障害者部会に突如、「今後の障害者保健福祉施策の方向（改革のグランドデザイン案）」として出された。このグランドデザインは障害者施策全般に渡る見直しであり、障害当事者運動が長年の歴史の中で作りあげてきた自立と社会参加、地域生活を根本から揺るがす問題を持っていた。そうしたことから、「私たち抜きに私たちのことを決めるな！」をスローガンに掲げて、10月に再度の全国大行動を開催し、台風による大雨にも関わらず全国から2000名の仲間が集まった。その後も、障害者部会が開催される度に、厚生労働省前でのビラまき、アピール等を連続して行った。

だが、厚生労働省は障害者部会での疑問や異論に誠実に応えることなくグランドデザインに基づく「自立支援法案」を作成し、私たちの抗議の声を無視して2月10日に国会上程を行った。

「自立支援法案」の目的には、「その有する能力と適正に応じた生活」との記述がなされており、障害を社会環境との関係でとらえるノーマライゼーションの理念に反するものである。また、「市町村認定審査会によるサービス決定・長時間ケースの審査」、「個別給付としての移動介護の原則廃止」、「グループホームの障害程度のふり分けおよびミニ施設化」等は、いずれも自立と社会参加の理念に基づいて進められてきた障害者の地域生活のサービスを大きく後退させるものである。「応益負担の導入」と「精神障害者通院公費助成等の見直し」による負担と「扶養義務の実質強化」は、これまで確認されてきた「家族からの独立が、自立への第一歩」「必要な人に必要なサービスを」との基本認識、歴史を歪めるものである。さらに、国の定める標準的なサービス量までしか市町村に対する補助はなされず、上限が設けられることになる。そして、「障害種別を超えた総合化」が当初言われたが、難病・てんかん・自閉症等の「谷間の障害者」の問題は全く解決されていない。

この「自立支援法」の国会上程に対しては、座り込みを含む抗議行動を2000名の参加のもと2月15～16日に実施した。併せて政党懇談会を16日に開催し、各政党に対して問題提起も行ってきた。さらに、全国各地で地域集会やシンポジウムを開催するとともに、地元議員や自治体への働きかけも進められてきた。

そして、2003年のヘルパー上限問題以来、協議と共通課題への取り組みを積み重ねてきた障害者8団体(注)も、地域生活に関わる5つの課題(負担見直し、審査会と国庫補助、精神障害者通院公費、移動介護、

グループホーム)を統一要望としてまとめて政党や厚労省に対して働きかけてきている。

(注)障害者8団体 DPI日本会議以外の団体は次の通り。日本身体障害者団体連合会、日本障害者協議会、日本盲人会連合、全日本ろうあ連盟、全国脊髄損傷者連合会、全日本手をつなぐ育成会、全国精神障害者家族会連合会

障害者差別禁止法

2001年8月、障害者政策研究全国実行委員会に「障害者差別禁止法」作業チーム(以下、作業チーム)が設置されて以降、DPI日本会議は、作業チームを通じて障害者差別禁止法の「要綱案」作成の作業に取り組んできた。「要綱案」は、2002年10月の「DPI札幌大会」に合わせて「当事者がつくる障害者差別禁止法保護から権利へ」(現代書館)の出版という形で発表している。

2004年度は、要綱案発表後続けている、障害当事者団体をはじめとする団体・個人との意見交換から見直し作業を引き続き行い、第3次要綱案を第10回障害者政策研究全国集会で発表した(2004年12月)。

現在、宮城県、千葉県において検討作業が進められている障害者差別禁止条例にかかわる動向が注目を集めている。宮城県では、2005年初めの県議会に向けて条例案を提出する予定になっていたが、障害者団体との議論と合意が不十分だったことから、当面は延期になっている。千葉県では県が行った差別事例の募集で集まったデータをもとに、条例を検討する委員会で作業を行うことになっている。こうした状況を注視しつつ、DPI日本会議としての意見や対案等を提起することが重要になっている。

発達障害者支援法、特別支援教育について

障害をもつ子どもの教育に関して2004年度の特筆すべき動きとしては、これまで障害に含まなかった学習障害や高機能自閉症などをもつ子どもたちへの支援や教育のあり方が議論されたことである。

2004年12月に発達障害者支援法が成立したが、法案の内容が明らかになった時点で、DPI日本会議としての見解を表明した。ここでは、発達障害の定義が医療モデルにとどまっておらず、警察と連携して障害者を管理すること等についての問題点を指摘した(警察との連携については修正された)。この「見解」を各政党に提出し、その後各政党からヒアリングを受けた。

2004年12月、中央教育審議会特別支援教育特別委員会がまとめた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」に対しては、文部科学省によるパブリックコメントの募集の際に、DPI日本会議としての意見を提出した。この意見では、特別支援教育となっても、障害をもつ子ども(学習障害等も含め)の教育は分離・別学を原則としており、基本的なシステムは変わらないこと等の問題点を指摘した。この他、8月と10月に行われた「教育の欠格条項をなくす会準備会」による文部科学省交渉に参加し、障害をもつ子どもの教育システムは原則統合とするべきであることを訴えた。

交通バリアフリー法の見直しについて

2000年11月に交通バリアフリー法が制定されてから5年の歳月が経過しようとしている。交通バリアフリー法では、法律施行後5年経過したところで、その達成状況について検討を加え、必要な措置を講ずることとされており、2005年度はその見直しを実施すべき時期となっている。

こうした状況に対応することを目的にDPI日本会議としては、今福常任委員(交通担当)を中心に法改正に備えるために法の成果と残された課題を洗い出し、改正に向けた政策提起をするためのプロジェクトを立ち上げた。このプロジェクトでは、法理念に「移動の権利」を明記することを求めることをはじめとする10項目以上の改正意見を第1次修正提起としてとりまとめ、国土交通省をはじめとする関係機関との話し合いに入った。

また、国土交通省が2004年10月から開始した「ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリーのあり方を考える懇談会」にはDPI日本会議からは尾上事務局長が参加し、当事者の立場からの意見提起を積極的に行った。

2) 調査研究活動

障害者雇用率未達成企業に対するアンケート調査について

DPI日本会議のメンバーが原告となって取り組んだ法定雇用率未達成企業名の開示請求訴訟の成果を踏まえて、東京では障害者雇用を進展させていくことを目的に障害当事者、地域就労支援センターの関係者、

弁護士、市民が集まって「障害者雇用を実現する人権センター」が発足した。雇用人権センターでは、社会的影響力の大きい未達成企業に対して「質問票」を提出し、企業が障害者を雇用することができていない原因や、これに対する企業としての悩みやニーズ等、実態把握のためのアンケート調査を行った。7月頃には集計した結果を検討し、課題や提言を盛り込んだ報告書を作成して回答企業就労支援機関、行政等の関係方面に公表する予定になっている。

DPI日本会議としては、調査活動の中から明らかになってきた課題に対し当事者運動の立場から関係団体、個人と連携していき、障害者の雇用問題への取り組みを強めていきたい。

障害を持つドメスティック・バイオレンス（DV）被害者に関する調査

2004年5月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が改正され、障害をもつ被害者に対する配慮も含まれた（施行は同年11月）。ここでいうDVとは、配偶者やパートナーから暴力を受けることをさす。法改正をきっかけとして、2004年度は東京自治研究センターが行っているDV・児童虐待防止に関する調査研究における、障害をもつDV被害者の実態調査（インタビュー調査）の準備および実施に協力した。

DPI日本会議としても独自に、機関誌を通して簡単なDVに関するアンケート調査を行った。回答ではDVの実体験も寄せられたが、DVだけではなく、虐待を訴える内容もあった。暴力と障害者については、障害者虐待防止法制定の話がにわかに持ち上がっている。障害者に対する暴力や虐待は範囲が広く、内容も多岐に渡っており、課題等の整理をしなければならない。また、既存の児童虐待防止法やDV防止法との関係の整理も必要であり、こうした動きを見落とさずに取り組みなければならない。障害者とDVに関しては、今回のアンケート調査結果を、改正されたDV防止法の運用を所管する婦人相談所への働きかけや、障害当事者への情報提供に活用していきたい。

3) 普及啓発活動

広報活動

2004年度より、広報体系を以下の方法により実施し、それぞれを補完的に活用し、重点活動となった「支援費と介護保険の統合問題」から「グランドデザイン」、「自立支援法案」、「障害者権利条約」に関する動きなどに関する情報提供を積極的におこなった。紙媒体の機関誌発行とともに、インターネットの情報発信ツールとしての役割は年々大きくなっている。

紙媒体

- ・季刊「DPI - われら自身の声」Vol.20-1~4 B5版、60頁、3,500部
- ・月刊「われら自身の声」2004.4~2005.3月号 A4版、4頁、1,100部

インターネット媒体

- ・ホームページ（URL：www.dpi-japan.org）毎週更新、週平均アクセス数1,000件
- ・Eメールによるメールマガジン配信 登録数約1,600件

4) 権利擁護活動

DPI障害者権利擁護センターの活動の支援

DPI障害者権利擁護センター（以下、権利擁護センター）は、1995年に東京都地域福祉振興財団の助成団体として認められた。DPI日本会議は、障害者が差別や人権侵害を受けることのないように、権利擁護センターと緊密な連携を図りつつ、障害者をとりまく状況の変化に対応しながら相談事業を中心に権利擁護活動を行ってきた。

これまでの相談活動において、現状の制度の谷間に放置されている障害者の課題が明らかになってきた。とくに、本人自身が家族を含む相手とのコミュニケーション等の障害により、生活設計にかかわる財産管理や様々な問題に対応できない状況にもかかわらず、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の対象から除外されている現状は深刻な状況になっている。

今後は、こうした支援が必要な障害者を含めて、権利擁護の視点から生活支援ができる体制の確立や連携に向けた検討が必要になっている。

5) 団体育成活動

ブロック化にむけて

北海道ブロックに続いて、東京、関西において以下のようなブロック化の動きがあった。

関東では、DPI東京行動委員会が、2004年6月に総会を行い「今後の活動方針」として、「定期的にDPI東京行動委員会を開催し、各団体の取組みについての情報を交換し、必要があれば、共同して取り組んでいく」ことを確認した。その後は、東京における就労支援、東京都の施策の動向、自立支援法案に関する学習会等、課題別学習・交流会を隔月のペースで行い、都内の地域のCIL、当事者グループ、障害学生支援団体等の関係者が常時20～30人参加している。

関西では、昨年の三重総会における確認に基づいて、ブロック化の動きを開始した。第1回目の準備会は9月に大阪で開催され、滋賀、京都、奈良、兵庫、大阪にある団体とこの地域選出の常任委員が参加し、各団体の活動状況の報告や今後のDPI運動のあり方について意見交換をした後、今後の役割分担を決めた。自立支援法をめぐる取組みが一段落したあとに、より多くの仲間たちにも呼びかけ、DPI関西ブロック会議結成への取組みを進めていく予定である。

地域団体助成に関する取組み

2004年度は、グランドデザイン案や自立支援法の動きもあり、加盟団体のみならず、多くの地域団体からそれぞれの地元で開催する学習会や集会への講師派遣の要請があった。障害当事者運動の強化と日本会議の加盟団体の増大をめざすために引き続き講師としてDPI日本会議の常任委員を派遣する等の支援を行っていく。特に加盟団体の不在地域や地方ブロック化につながる可能性のある地域の集会等への取組みを、強化していく。

北海道ブロック活動報告

2004年度、DPI北海道ブロックは、継続した地域課題として北海道が進めた「重度心身障害者医療費給付事業」見直しに対する取組みを道内の広範な福祉関係団体とともに推進してきた。

残念ながら見直し案(住民税課税世帯の1割負担)の撤回を図ることはできなかったが事業見直しに伴うフォローアップ事業として障害者福祉事業の創設と拡充、そして、それらに障害当事者が関与することができたことは、運動としての大きな成果であった。

また、グランドデザイン案に対しては、全国行動の趣旨と取組みに基づき、北海道及び札幌市への要望書の提出や道内選出の国会議員、厚生労働省及び地元の障害当事者によるシンポジウムを2月20日に緊急開催するなど全国と連携した運動を進めることができた。

地域ブロック会議の設立は、DPI運動を全国各地における草の根の障害当事者運動を推進する有効な手法である。そして、その原点は、各地域における障害当事者の課題に対する取組みであり、全国的な課題については、日本会議を中心とした全国の障害当事者運動との連帯に基づく各地域での取組みの推進である。

北海道に続き、東京、関西、九州といった地域での地域ブロック会議設立に期待したい。

6) 海外協力活動

世界評議会、ブロック評議会などの世界レベルの活動への参加

DPI日本会議は2002年以来、中西正司常任委員を世界財務役員そしてアジア太平洋ブロック議長として、世界に送りだしている。

DPIは、2004年9月に次回世界会議までの中間年イベントとなる、「DPI世界サミット」を世界本部のあるカナダ・ウィニペグ市で開催し、1000名近い参加者を世界中から集めた。あわせて、世界評議会が開かれ、財政状況の改善や各委員会の活発な活動などが報告された。日本からは「サミット」参加のためのツアー

を組織するなど、全部で40名近い参加者を送り込んだ。

また、アジア太平洋ブロックをはじめ、アフリカ及び北米カリブの各ブロック会議においてはホームページが立ち上がり、DPI世界の各ブロック会議からの情報発信力が高まっている。DPI世界本部の発行するメールマガジンも毎週世界のニュースを届けている。

2006年の「第7回DPI世界会議南アフリカ大会」の準備は、日程（12月上旬）や開催地（ヨハネスブルグ）などがおおむね合意され、現地組織委員会と世界役員で作る国際組織委員会が定期的に電話会議を持ちながら準備を進める体制が整った。

アジア太平洋ブロックは、ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）やJICA（国際協力機構）などの会議を中心に積極的に出席、意見提起をし、当事者組織としての役割を果たした。また、2005年3月にはベトナムで開催された能力構築のためのセミナーへは講師を送った。

昨年12月末に起きたスマトラ沖地震被害の後、DPIアジア太平洋ブロックでは情報収集やタイでの復興活動への参画をしてきた。DPI日本会議はそのため、被災地へ車いすを送る支援活動を始めた。

障害者権利条約

障害者権利条約の策定を進めている国連の特別委員会では、各国政府・NGOが参加して、前文と25の条文及び「国際協力」に関する付属文書を含む「作業部会草案」（2004年1月）をもとに、第3回特別委員会（同年6月）、第4回特別委員会（同年8月）及び第5回特別委員会（05年1月）において、第1条～第15条に関する協議が行われている。＜注参照＞。

DPI日本会議としては、政府代表団に東常任委員（条約担当）、金常任委員を送り、当事者の視点から積極的にアドバイスを行っている。

また、2005年2月には超党派による「国連障害者の権利条約推進議員連盟（以下、議員連盟）」（衆議院議員79名、参議院議員44名の123名の議員が入会）が発足した。

今後は、JDFに設置されている「障害者の権利条約推進に関する専門委員会（事務局担当：DPI日本会議）」の役割として、条約の策定作業を通じて特別委員会で合意された条文案の内容を情報提供し、それが国内の障害者関係の法律とどのように関連しているのか、またその論点は何が等について「議員連盟」や関係省庁等に対して積極的に提起して共通認識をつくっていくことが重要になっている。

<注>前文、第1条〔目的〕、第2条〔一般的原則〕、第3条〔定義〕、第4条〔一般的義務〕、第5条〔障害のある人への肯定的態度〕、第6条〔統計及びデータ収集〕、第7条〔平等及び非差別〕、第8条〔生命に対する権利〕、第9条〔法律の前の平等の承認〕、第10条〔身体的自由及び安全〕、第11条〔拷問又は刑罰からの自由〕、第12条〔暴力及び虐待からの自由〕、第13条〔表現及び意見の自由、情報を利用する機会〕、第14条〔私生活、住居及び家族の尊重〕第15条〔地域社会における自立生活〕

研修事業

2004年度は、4月にバングラデシュDPIから、12月には台湾とベトナムから来日しているダスキン奨学生の研修を受け入れた。日常業務を共に行う他、他団体との協力活動に参加したり、当事者による講義を行った。

7月28日から8月21日（最後の1週間はDPIアジア太平洋ブロック事務所に委託）まで、JICA主催の「第3回南部アフリカ地域障害者の地位向上」研修を実施した。研修生は、南部アフリカ地域10カ国のうちアンゴラを除く9カ国から10名の障害当事者で、男性6名女性4名であった。この地域における障害当事者のリーダーを育成し、エンパワーする目的の下、障害者運動の第一線で活躍する当事者を講師に迎えた講義や、当事者組織への訪問等、内容的に高度な研修を行い、また、当事者間の情報交換や交流の機会も持った。

2002年度からスタートした世界銀行の「インクルーシブ開発」、「インクルーシブ教育」に関するトレーニング、調査研究事業も回を重ね、次第に中南米全体での理念の普及から各国内での具体的なコンサルティングへと、事業の内容も深化している。2004年度は、5月にニカラグアで中南米地域全体の障害者リーダーを集め、インクルーシブ開発に関するトレーニングを実施した。10月にはメキシコでメキシコ教育省をカウンターパートにインクルーシブ教育に関するトレーニングと調査研究を行った。

また、2003年度に続き、韓国DPI主催の2004年度障害者青年学校事業に対する協力を行った。これは韓国の障害当事者が韓国及び他国の障害者施策や運動史を学ぶもので、第4期を迎える。2004年7月にはその一環として三澤議長が招請され、日本の障害者の現状などの講演を行った。その後、2004年10月18日から22日までDPI日本会議が研修生6名のほか、関係者、介助者など総勢11人を受け入れ、「DPI運動と自立生活」をテーマとして日本での研修を実施した。

3. 組織運営に関する報告

正会員（加盟団体）状況

2004年度は、地域組織として「愛知重度障害者団体連絡会（愛知）」「自立生活センタースクラム（大阪）」「自立生活センターいるか（沖縄）」「多摩療護園自治会（東京）」「難病をもつ人の地域自立生活の確立を求める会（東京）」が加盟した。これにより、全国組織10団体、地域組織42団体となり、加盟団体の合計は、52団体となった。

定例会議の開催

2004年度は以下のとおり常任委員会および役員会を開催した。

常任委員会 2004年8月、10月、12月、2005年2月、4月（福岡。4月以外は東京）

役員会 2004年7月、9月、11月、2005年1月、3月、5月（いずれも東京）

組織改編にともなう定款変更

2003年度に障害者総合情報ネットワーク（ビギン）との組織統合したことを受け、現在ビギンで実施していた点字印刷事業を日本会議において実施するための準備を進めている。この準備の1つとして、2004年度は、2005年2月に臨時総会を開き、その他の事業（収益事業）として点字印刷事業を追加するという定款変更を行った（現在認証手続き中）。

財務報告

DPI札幌大会以降、執行予算は、大幅に拡大され「自立支援法案」及び「障害者権利条約制定」などといった様々な国内外の運動課題への対応からも、こうした状況は、今後も続くと思われる。

こうした財政状況の緩和を図るために2004年度から常任委員会と役員会は、「定例会議の開催」での報告のとおり、原則として東京開催として支出予算の抑制に努めた。

障害者を取り巻く状況は、これまでの活動報告のとおり、国内外を問わず大きな激動の時代を迎えている。

こうした中で、障害当事者運動の果たす役割は重要であり、その中で、日本会議の責務は、益々、重くなっている。私たちは、こうした障害当事者団体としての責務を果たすための活動を推進できる財政基盤の整備を進めなければならない。

2005年度活動方針

重点課題 1) 地域生活支援(介助保障等)

「自立支援法」に関する実質的な国会審議が、5月の連休明けから始まっている。審議入りに焦点を当てて、5月12～13日と全国大行動が開催された。また、同日、JD(日本障害者協議会)主催による日比谷公会堂・日比谷野外音楽堂で「自立支援法を考えるフォーラム」が開催され、DPI日本会議も賛同団体となった。全国大行動に2000名、JDフォーラムに6600名の参加者があり、厚生労働省～日比谷公園周辺には9000名近くの障害者や関係者が結集し、文字通り、障害者パワーが日比谷公園を埋めつくした。障害者分野で、これだけの大規模な大衆行動は初めてである。

さらに、5月18日には30都道府県100カ所で、全国一斉行動が繰り広げられた。

こうした一連の大衆行動や、地元議員への要請行動の結果、これまでの国会審議では、与野党問わず批判が相次いでいる。また、参考人質疑が行われ、DPI日本会議からは尾上が意見を述べた。ただ、知的、精神の当事者の参考人招致や地方公聴会は未だ実施されておらず、引き続き求めていく必要がある。

「自立支援法案」についての慎重審議を求めるとともに、その問題点を明らかにしていくために全国大行動実行委員会を基軸に大衆的な運動を強め、「われら自身の声」をさらに高めていく。それと平行して、障害者8団体で確認されている5つの課題について幅広い取り組みが求められる。

法案についてどのような決着がなされるにしても、私たちは障害者の地域生活の後退を許さず、さらに前進させていく取り組みを進めていかなければならない。

法律審議と平行して進められる、政省令案に対しても粘り強い交渉、働きかけが必要となってくる。

また、身体、知的、精神のいずれのサービスも実施主体は市町村となることをふまえて、各地自治体への働きかけを強めていくことが重要である。「これまでのサービスを後退させない」ことを確認していくとともに、「市町村認定審査会の設置や運用(非定型の個別審査を止めさせる等)」、「移動介護の確保」や「地域生活の場としてのグループホームの継続」、「福祉・医療の負担見直しに対する自治体独自施策創設」等を求めていくことが必要となる。さらには、2006年度中に策定予定の市町村障害者福祉計画に対しても、重度障害者の地域生活、施設からの地域移行、谷間の障害者も含んだ施策等が重点課題として盛り込まれるようにしていく必要がある。

さらに、今回の介護保険の見直しでいったんは見送られた「被保険者の拡大」についても、2009年度実施をメドに、2006年度中に結論を出すための「新たな検討の場」を設けると言われている。自立支援法は将来の介護保険との統合と三位一体改革(一般財源化)を見据えて検討されている節があり、引き続き、予断を許さない状況が続くと思われる。私たちの基本視点である、「重度障害者の地域生活」、「施設や病院から地域生活への移行」を進めるという立場からの提案と運動が、今後も重要となってくる。

こうした国、議会、自治体に対する働きかけを当面進めていくとともに、障害者の地域での自立生活を確立していくための政策、制度、システム、財源確保等について、私たちからの構想をまとめていくための調査研究活動を、障害者政策研究集会や全国行動実行委員会等と連携の下に取り組んでいく。

重点課題 2) 障害者差別禁止法の制定に向けて

DPI日本会議としては、障害者差別禁止法の制定に向けて主に二つの取り組みを行ってきた。一つは障害者政策研究全国集会実行委員会、もう一つはJDF(日本障害フォーラム)関連の取り組みである。

政策研関連の取り組み

政策研では、DPI日本会議が「差別禁止法」作業チームの事務局を担当し、障害をもつ当事者の視点に立った差別禁止法要綱案の作成(2002年10月)と見直し作業を続けている。今後も要綱案(第3次案、2004年12月)についての学習や議論、見直しのための検討作業を多くの団体や個人との間で行いながら地域に広げていくことが課題になっている。

JDF関連の取り組み

2004年10月に正式発足したJDFでは、課題別専門委員会として「障害者の差別禁止と権利法制に関する専門委員会」が活動をはじめている。同専門委員会では、2005年度事業計画において、「国連での『障害者権利条約』の動向を注視しつつ、世界50カ国以上の国々ですでに制定されている「障害者の差別禁止および権利に関する法制」等を参考にし、また国内の各方面ですで行われている議論を参考にしつつ、日本における障害者の差別禁止と権利法制度のあり方を研究し、障害者権利法制度の整備に努めるとともに、新たな法制の実現をめざし、以下の活動を行う。」としている。

研究集会の開催

日本および諸外国の障害者の権利にかかわる法制についてそれぞれの特徴と問題点を精査し、また各方面が作成した法案について検討を行い、JDFとしての差別禁止法のあり方を策定する。

国連における障害者権利条約の審議動向の検討、および国内現行法との関連性の整理

国連の第6回および、第7回特別委員会の審議予定にかんがみ、審議が予想される条文について、第3回、および第4回特別委員会で審議された論点などを整理し、国内障害者法制との関連性を明らかにし、コメント等を付記した討議資料の作成を障害者権利条約に関する委員会と協力の下に行う。

障害者の権利に関する諸問題について、適宜研究会を開催

ア 障害者の権利の諸問題(例:働く、自立生活、社会参加等)

イ 障害特性にかかわる権利について(例:手話、精神障害者の権利擁護等)

特に上記の(1)の研究集会のテーマでは、差別禁止と権利法制に関する内外のテーマを設定し、来年2月をめどに、障害者差別禁止法に関するJDFとしての提言のとりまとめを行う予定になっている。政策研の「差別禁止法」作業チームで積重ねてきた成果を踏まえて、JDFの取組にも積極的に関わっていくことが必要になっている。

障害者差別禁止条例の必要性

現在、宮城県、千葉県において検討作業が進められている障害者差別禁止条例づくりの動きは、関係方面から注目を集めている。実効性ある条例にしていくための重要な論点(差別の定義や県の責務、差別や人権侵害に対する救済の手続等)に対して、各県の状況を追いながら、DPI日本会議としての意見や対案等を提起することが必要になっている。

障害者差別禁止法の制定の必要性を訴える全国行動

既存の法制度において、政府自ら進んで差別禁止法案を国会に上程することはあり得ない。かろうじて、条約批准時に問題となる程度であると考えられる。

しかも、現在のところ、差別禁止に関しては、条約先行型で進行しているが、条約の制定によって、即座に差別禁止法制定が義務づけられるという関係にはない。

障害者権利条約特別委員会の新議長に就任したドン・マッケイによれば、来年2006年秋には、国連総会に権利条約を提起したいと言っているとのことで、条約の制定が早まるかもしれない情勢である。その上で、政府が、現行法制をいじくらないまま、対応可能として、あっさり批准すれば、こちら側としては、差別禁止法制定運動の山場を失ってしまう可能性がある。そうすると、条例先行型の運動を何年も続けなければならなくなってしまうことも十分予想されるところである。従って、条例制定等の具体的課題を結集軸とした地方での差別禁止法制定運動を早急に立ち上げる必要がある。

重点課題 3) 交通バリアフリー法見直しに向けて

2000年に成立した交通バリアフリー法により、駅におけるエレベーターや多目的トイレの設置、路線バスにおけるノンステップバスの導入が加速された。また、これまで交通のバリアフリー化計画は、国が主導してきたが、同法により一定の条件がそろえば、市区町村が交通バリアフリーに関する基本構想を策定できるとされた。だが、法施行後5年目を迎える2005年3月現在でも、策定された基本構想は200にとどまっている。同法の基本方針で2010年までに一日の乗降客5000人以上の鉄道駅舎バリアフリー化が打ち出されているが、このペースでは到底実現はおぼつかない。

2005年の今年、同法の付則に取り入れられた同法の見直しの時期に当たる。

この間、問題点として浮上してきたのは、以下の諸点である。

1. 同法では、「移動権」が明記されていないために、一定のバリアフリー設備があるにもかかわらず、障害者の社会参加に対する無理解や偏見による不接遇で「乗車拒否」が相次いだ。また、対象が、障害者の内、身体障害者だけに限定されている。
2. 駅や車両における設備の未設置や不接遇により、多くの障害者が怪我や重症を負った。例、「車いす対応エスカレーター」からの転落事故・チェアメイト(キャタピラ式階段昇降機)による転倒事故・ノンステップバスのスロープ設置ミスによる転倒事故や依然として、繰り返されているホームゲート未設置による視覚障害者のホームからの転落事故等。
3. 交通バリアフリー進展の一つの指標であるエレベーター設置駅数・ノンステップバス導入台数の地域格差が大きく広がった。路線バス、地下鉄、鉄道、等がバリアフリー化されている地域とそうでない地域における障害者の移動量と安全性の格差が大きくなった。鉄道や路線バスの移動手段それ自体の廃止や、無人駅化、車いす対応バス路線における時刻の非固定・非表示など、新たなバリアの発生とも言える問題点が浮き彫りになった。
4. 市区町村における基本構想は200近く策定されたが、事業計画等も含めた実質的な当事者参画については、未だ進んでいない。

以上の問題点を解決するために、今年度は、下記の諸活動を行う。

【政策提言活動】として

できるだけ多くの人たちと共に交通バリアフリー法の見直し点を出し合い(2004年度に立ち上げた交通バリアフリー法改正プロジェクトの活用)、特に以下についての議論を交わし、それを共有化することにより、よりよい改正交通バリアフリー法につなげる。

移動の権利の明確化

障害種別を越えた対応や障害者以外の移動制約者などを踏まえての法律の対象拡大

既存物への実効性確保

切れ目のない移動を考慮したSTS(移動サービス)の位置づけの明確化

ノンステップバスやホームドア、可動式ホーム柵推進等の移動円滑化基準等の改善

移動制約者の利用に際しての接遇等の改善

見直し・基本計画など全てにおけるプロセスへの当事者参画推進

【調査研究活動】として

以下の調査および付随する活動を行なう。

交通バリアフリー法の下で、国内の障害者は、どのような問題に直面しているのか、地域別アクセス力の数値化等の第一次定点観測調査

「乗車拒否」問題について研究・分析を行い、移動権の必要性について訴える活動

交通バリアフリー設備の地域格差を縮める方策の模索

既に策定公表された基本構想の問題点・評価を行い、残された基本構想策定対象に生かす

重点課題 4) 精神障害者関連の動き

自立支援法に関する問題

障害の種別を超えた活動を今後継続していくために、お互いの障害をもっと理解し合うことが重要になっている。政府に対する行動をもっと力強いものにしていくためにも、どんな歴史・文化・生活をもっているか、当事者同士で理解し合う関係づくりをしていかなければならない。その中には自立支援法においても対象外とされている、難病、てんかん、自閉症、高次脳機能障害やユニークフェイス等も含めた、これまで以上の広範な連帯が必要である。また、社会に対して、障害種別を超えた連帯・協同を主張する活動を展開していかななくてはならない。私たち自身の手で、当事者のニードを明らかにしていく作業を進め

ていくことも検討していきたい。

今年は精神保健福祉法見直しの年に当たるが、自立支援法の関連法として精神保健福祉法改正事項がふられるといった非常に荒っぽい形でしか提起されていない。さらに、来年度は医療法改正も予定されている。こうした動きに対して、当事者のニーズと主張に基づいて意見提起を行っていく準備を進めていきたい。

ピアサポート活動の発展と助成制度

ピアサポート活動をさらに発展させていくとともに、国や自治体に活動に対する助成制度を引き続き求めていく。この問題は、単に助成制度を設けてほしいということにとどまらず、これまでの専門家と当事者・利用者との間の「上下関係」を伴った援助関係に対して、行政や専門家の意識を根本から変えていくという点からも進めていきたい。

「心神喪失者医療観察法案」の実施無効化に向けた取り組み

精神障害当事者・関係者の反対を押し切って成立させた「医療観察法」が、その施行期限を前にしても、未だに指定入院医療機関の必要数を確保できておらず、法施行前に「法改正」を行うという前代未聞の事態となっている。人として当たり前で生きる社会環境整備こそが必要である。その意味でこの法律の無効化を図っていくことは、当事者をエンパワメントすること、福祉サービス・精神医療を向上させることと連動した課題である。

その他

障害者権利条約や差別禁止法制定の重要性、その意義を共有化し、精神障害者を取り巻く現実との関係を明らかにしていく取り組みを進めていきたい。

また、障害を理由にした欠格条項撤廃の運動の成果として、公営住宅の単身入居は一定のメドがつきそうである。ただ、具体的な実施は自治体の判断に委ねられるところが大きく、単身入居枠の創設が全国各地で確実に実施されていくような取り組みが引き続き必要である。今後も、欠格条項撤廃に向けて、関係団体と連携を取りながら活動を進めていく。

重点課題 5) とともに生きる教育をめざして～これでいいのか特別支援教育～

報告で述べているように、特別支援教育および発達障害者支援法に関しては、いずれも原則分離を変更するものではなく、世界の流れになっているインクルーシブ教育の理念からは程遠いものになっているという評価を持ち、パブリックコメントや見解の表明を行なった。

私たちは、特別支援教育および発達障害者支援法で対象にされている人たちに対する「支援」とは何なのか。またさらなる選別と分離体制としてのレッテル張りや、「支援」が管理・監視につながる危険性を指摘しておかなければならない。

一貫して、選別と分離、隔離教育に反対してきた私たちの運動は、どんな重度の障害をもっていても地域の学校で学ぶことを原則としてきた。インクルーシブ教育が世界の主流となっている現在、日本では、いまだにそれが実現されないどころか、さらなる選別と分離体制を作ろうとしているのではないだろうか。

私たちは、全国で行われてきた各地、各学校における「ともに生きる教育」の実践を集結し、地域の普通学校で学び育っていくシステムを創りとしての障害児教育に関連する法律や制度の改正をめざす必要がある。また、「支援」についても私たち側からする具体的な内容を示していく必要があるだろう。また、地域における支援のあり方、障害をもつ子どもたち自身への将来に向けた自立生活の支援、家族への支援など、多くの課題がある。

しかし、一方的に対象児にされ支援の内容が決めつけられてはならないし、なによりも選別と分離だけに終わってはならない。

障害者運動は、地域で共に生きる実践の取り組みの上に成り立ってきた。いまこそ、この法律の本質を見抜き、何がほんとうに必要な「支援」なのかを考える討論を行っていくことが求められる。

重点課題 6) 国際活動・支援

DPI日本会議は、世界、ブロックレベルのDPIと連携して、各種の国際的な課題に取り組んでいる。国連で議論が進んでいる障害者の権利条約の策定については継続して取り組むべき課題である。また、アジア太平洋地域での様々な貢献に加えて、世界銀行の委託プロジェクトが実施された中南米や、JICAの研修事業を実施中の南部アフリカにまで活動が及ぶようになってきている。これらの事業への責任の増大から、DPI日本会議事務局のみではカバーしきれない活動は、DPI日本会議の会員団体が分担する必要も生じている。

障害者権利条約に策定に関する取り組み

国連を舞台にした権利条約交渉も5回にわたって特別委員会が開催され、すでに中盤戦に突入している。デコボコ状態にある世界の人権格差をなくし、少しでもその水準をボトムアップすることが、この条約の基本的役割であるが、差別禁止を含む日本の権利法制にも重大な影響力を持つものになる事は明らかである。

条約策定上の論点は多岐に上るが、締約国の義務、手話の言語性の肯定と法的効果、障害の定義、合理的配慮の欠如の位置づけ、各論での合理的配慮の具体性（労働、教育、交通・建物アクセス、コミュニケーション、司法へのアクセス）、法的能力（支援を受けた自己決定）、同意なき強制隔離収容・強制介入（治療）、性の認知と家族形成の平等性、自立生活と介護保障、教育における選択権の確保、国際援助、協力、国内的モニタリング機構、国際的モニタリング機構等、主要な重要課題も数多く存在する。

今後の見通しとして、すでに終わった第5回特別委員会に引き続き、今年の夏に予定されている第6回特別委員会でも各論的な条項のファシリテーター案がまとまるにしても、障害の定義、国際的モニタリング機構、国際協力のあたりは、来年早々の第7回特別委員会くらいまで持ち越す可能性が強い。こうした状況の中、条約として成文化のコンセンサスを得るには、早期の議論、意見集約が必要であろう。

DPI日本会議としては、社会への完全参加と障害者の地域生活の実現に向けて、障害当事者団体として、積極的に関わる必要がある。具体的には、JDF条約専門委員会の担当団体として、日本政府に対して事前の学習会や交渉を通して、障害者の人権がより実効性ある形で条約に取り入れられるよう働きかけると共に、国内世論の喚起のための、地方イベントも含めて、条約への理解、並びに国内差別禁止法、虐待防止法の必要性を訴えていく活動が必要となる。

DPI世界レベルの活動に関して

DPI日本会議では、引き続き、中西正司常任委員をアジア太平洋ブロック議長として世界へと送り出していく。

来年秋には第7回DPI世界会議の開催が南アフリカ共和国で予定されている。2002年の札幌での開催準備状況からみても、札幌ほどの大規模な会議は望めないかもしれない。しかしDPI組織（南アフリカDPI DP SA）への支援という意味でも、多くの人に参加すべく、それぞれの会員団体が参加を予定に入れて準備をすすめることが望ましい。

アジア太平洋地域に関して

DPI日本会議では、引き続き、中西正司常任委員を世界財務役員およびアジア太平洋ブロック議長として世界へと送り出していく。

先日、アジア太平洋ブロック総会がタイで開催され、引き続き、中西正司常任委員がアジア太平洋ブロック議長に選出されるとともに今後5年間の行動計画も採択された。

また、今回のDPI日本会議の総会にあわせて開催された第2回DPI北東アジア小ブロック会議をモデルに他の小ブロック会議開催も予定されることとなった。この小ブロックを行動計画実施の牽引力と位置付け、この行動計画が実現するように、DPI日本会議としても技術的な支援を行っていく。

今年度実施を計画している研修事業は以下の通りである。

時期	内容
7月	ダスキンアジア太平洋障害者リーダー育成事業研修生受入
7月～8月	第4期「南部アフリカ地域障害者の地位向上」(JICAとの契約事業)
10月	韓国青年学校研修生受入
4月～12月	ニカラグア・セントルシアでのインクルーシブ開発(世界銀行との契約事業)

また、スマトラ沖地震被災者への車いす贈呈などの支援やパキスタンDPI支援のためのピアカウンセリング講座の開講は、DPI日本会議の会員団体が行った地域協力の一例であるが、DPI日本会議事務局と会員団体が協力してアジア太平洋地域での協力活動を展開していく。

2. その他の事業方針

1) 政策提言事業

障害者の所得保障に関する取り組み

障害者の所得保障に関する充実が叫ばれてはいるが、具体的な政策提起や運動の取り組みまでには現在のところ至っていない。こうした状況の中で、今回の自立支援法においてはサービスに対する負担の仕組みで、応能から応益への転換が図られようとしている。この負担の仕組みの変更への対応ということにとどまらず、障害者の地域での生活の充実を図る上で所得保障の充実は必要不可欠な課題である。新たな社会手当での創設(住宅手当等)等も含めて現実的な道筋を図っていく。

無年金障害者問題に関しては、学生時に派生した事由により障害者となった者、ならびに国民年金未加入の被保険者の配偶者であったものに対象を限定した「特別障害者給付金制度」を設立して解決をはかろうとしている。しかしながら、この「給付金制度」では在日外国人が対象となっていない等、不備な点も多い。在日外国人障害者を含む全ての無年金障害者の解消に向けて年金制度の見直しを求めていく。

交通バリアフリー法の見直しに関する取り組み

「重点課題3 交通バリアフリー法見直しに向けて」を参照のこと

2) 調査研究事業

障害者の所得保障と自立支援策に関する調査研究への協力

障害者の所得保障の現状分析と必要な自立支援施策の方向性を探ることを目的として国立社会保障・人口問題研究所の行う調査に協力していく。この調査は、国立の調査研究機関が行うものであるが、障害者の地域生活の充実を図る上で必要な支援の在り方と所得保障の関係を明らかにするためのデータを得ることを目的とする調査である。自立支援法案の施行に伴う影響をデータとして把握し、障害者の所得保障の方向を探るために役立つ調査であろうと考える。

交通バリアフリー法下におけるアクセスに関する調査

「重点課題3 交通バリアフリー法見直しに向けて」を参照のこと

3) 普及啓発事業

機関誌：編集体制の強化

機関誌の作成において、編集体制の強化を図るため、外部から編集委員を招き、年4回の編集会議を定例化する。外部の編集委員を入れることにより、日本会議の活動の紹介にとどまらない、障害に関する様々な課題を適宜取り上げられる情報発信誌としてさらなる充実を目指す。また、発行時期を確定できるようスケジュール調整にも努める。

ホームページ：内容の充実

ホームページについては、わかりやすい目次(コンテンツ)および文章、見やすいレイアウトなど、内

容の見直しを行うと同時に、バリアフリーなウェブサイトづくりを目指す。そのために、ホームページ作成のための人材を増やせるかどうかの調整も考えたい。

4) 権利擁護事業

DPI障害者権利擁護センターの活動の支援

権利擁護センターは、1995年に東京都地域福祉振興財団の助成団体として認められた。しかし、ここ数年、東京都における福祉関係のNPO活動の育成支援を行ってきた財団は、東京都の財政難を理由に事業の内容によっては市区町村に移管する方針を打ち出してきた。その影響を受けて、従来から広域型の事業として、市区町村の枠にとどまらない権利擁護活動を行ってきた知的、精神の当事者活動を行ってきた団体と協力して、東京都に対する継続的な財政支援を要請する取り組みを開始することになっている。

DPI日本会議としても積極的な協力、支援を行っていくことが必要になっている。

5) 団体育成事業

加盟団体への支援、ネットワーク強化

大阪、兵庫などの関西圏の加盟団体を含めて、自立支援法案に取り組む関西実行委員会が結成され、多様な活動を展開している。これらの活動をふまえて、より多くの障害者団体と連携を強化することにより組織拡大と地方組織のブロック化に向けた動きを起こしていく。さらにDPI東京行動委員会も東京の若手の障害者を中心にネットワーク作りを進め、自立支援法案の学習等の地道な活動を継続している。今後、より広範な組織化を図るとともに、権利擁護、生活環境整備等の課題にも積極的に取り組み、ブロックとして機能させていく方向を目指す。

地域団体への支援

加盟団体からの要請に応じ、積極的に講師派遣等を行い、自立支援法などの法制度や各種障害者施策等に関する情報の共有化と各課題に対する運動の強化と拡大を進めていく。

6) 海外協力事業

「重点課題6 国際活動・支援」を参照のこと

3. 組織体制整備

会員の増大

2005年度も引き続き、正会員、賛助会員の獲得に務める。

点字業務の組み入れ・職員の雇用

2004年度において定款変更を行ったことにより、10月をめどに正式に点字印刷事業を行う。同時に、日本会議において職員を雇用する準備を進める。

財政及び予算執行

厳しい日本会議の財政状況から日本会議事務局から総会等への出席に要する旅費の支出を抑えるための努力と地方から常任委員会及び役員会等に出席する常任委員及び関係団体の負担軽減を図るために開催時期の設定を配慮することとする。

また、職員採用により、社会保険の事業者負担など事務運営費が増大となるため、安定的な財源確保についても引き続き取り組んでいくとともに、懸案事項である寄付者が税制上の優遇措置を受けることのできる「認定NPO法人」の取得、定款第5条(1)の に基づく「基金」の運用及び日本会議会員の会費減免に関する対応規定の検討を進めるなど財源基盤の確保を模索していく。